

荒川区			○	秦野市	○			魚津市	○		
板橋区	○			厚木市	○			氷見市	○		
練馬区	○			大和市	○			滑川市	○		
足立区	○			伊勢原市	○			黒部市	○		
葛飾区			○	海老名市	○			砺波市	○		
江戸川区	○			座間市	○			小矢部市	○		
八王子市	○			南足柄市	○			南砺市	○		
立川市	○			綾瀬市	○			射水市		○	
武蔵野市	○			葉山町			○	舟橋村			○
三鷹市	○			寒川町	○			上市町	○		
青梅市	○			大磯町			○	立山町			○
府中市	○			二宮町			○	入善町			○
昭島市			○	中井町			○	朝日町			○
調布市	○			大井町	○			石川県			
町田市	○			松田町	○			金沢市	○		
小金井市	○			山北町	○			七尾市	○		
小平市	○			開成町	○			小松市			○
日野市	○			箱根町			○	輪島市			○
東村山市	○			真鶴町			○	珠洲市			○
国分寺市			○	湯河原町			○	加賀市	○		
国立市	○			愛川町	○			羽咋市	○		
福生市	○			清川村			○	かほく市			○
狛江市	○			新潟県				白山市			○
東大和市	○			新潟市	○			能美市	○		
清瀬市	○			長岡市	○			川北町			○
東久留米市	○			三条市	○			野々市町		○	
武蔵村山市	○			柏崎市	○			津幡町			○
多摩市	○			新発田市			○	内灘町			○
稲城市	○			小千谷市	○			志賀町		○	
羽村市	○			加茂市			○	宝達志水町			○
あきる野市	○			十日町市	○			中能登町		○	
西東京市	○			見附市	○			穴水町			○
瑞穂町	○			村上市			○	能登町		○	
日の出町	○			燕市	○			福井県			
檜原村	○			糸魚川市	○			福井市	○		
奥多摩町	○			妙高市	○			敦賀市	○		
大島町	○			五泉市			○	小浜市	○		
利島村			○	上越市	○			大野市	○		
新島村			○	阿賀野市			○	勝山市	○		
神津島村			○	佐渡市	○			鯖江市	○		
三宅村			○	魚沼市			○	あわら市	○		
御蔵島村			○	南魚沼市	○			越前市	○		
八丈町			○	胎内市			○	坂井市	○		
青ヶ島村			○	聖籠町			○	永平寺町		○	
小笠原村			○	弥彦村			○	池田町	○		
神奈川県				田上町			○	南越前町	○		
横浜市	○			阿賀町			○	越前町	○		
川崎市	○			出雲崎町			○	美浜町	○		
横須賀市	○			川口町			○	高浜町		○	
平塚市	○			湯沢町			○	おおい町	○		
鎌倉市	○			津南町	○			若狭町	○		
藤沢市	○			刈羽村			○	山梨県			
小田原市	○			関川村			○	甲府市	○		
茅ヶ崎市	○			粟島浦村			○	富士吉田市	○		
逗子市	○			富山県				都留市		○	
相模原市	○			富山市	○			山梨市		○	
三浦市	○			高岡市	○			大月市	○		

韮崎市	○		辰野町		○	羽島市	○	
南アルプス市	○		箕輪町	○		恵那市	○	
北杜市	○		飯島町	○		美濃加茂市	○	
甲斐市		○	南箕輪村		○	土岐市	○	
笛吹市	○		中川村		○	各務原市	○	
上野原市	○		宮田村		○	可児市	○	
甲州市	○		松川町	○		山県市	○	
中央市		○	高森町		○	瑞穂市		○
市川三郷町	○		阿南町		○	飛騨市	○	
増穂町		○	清内路村	○		本巣市	○	
鮫沢町	○		阿智村		○	郡上市	○	
早川町	○		平谷村		○	下呂市	○	
身延町		○	根羽村	○		海津市	○	
南部町	○		下條村		○	岐南町	○	
昭和町	○		売木村		○	笠松町	○	
道志村	○		天龍村		○	養老町		○
西桂町	○		泰阜村		○	垂井町	○	
忍野村	○		喬木村		○	関ヶ原町		○
山中湖村		○	豊丘村		○	神戸町	○	
鳴沢村	○		大鹿村		○	輪之内町	○	
富士河口湖町		○	上松町		○	安八町	○	
小菅村		○	南木曽町	○		揖斐川町	○	
丹波山村		○	木祖村		○	大野町	○	
長野県			王滝村		○	池田町	○	
長野市	○		大桑村	○		北方町		○
松本市	○		木曽町		○	坂祝町	○	
上田市	○		麻績村		○	富加町		○
岡谷市	○		生坂村		○	川辺町	○	
飯田市		○	波田町		○	七宗町	○	
諏訪市	○		山形村		○	八百津町	○	
須坂市	○		朝日村		○	白川町		○
小諸市		○	筑北村		○	東白川村	○	
伊那市	○		池田町		○	御嵩町	○	
駒ヶ根市		○	松川村		○	白川村	○	
中野市	○		白馬村		○	静岡県		
大町市	○		小谷村		○	静岡市	○	
飯山市		○	坂城町		○	浜松市	○	
茅野市	○		小布施町		○	沼津市	○	
塩尻市	○		高山村		○	熱海市	○	
佐久市	○		山ノ内町	○		三島市	○	
千曲市		○	木島平村		○	富士宮市	○	
東御市	○		野沢温泉村		○	伊東市	○	
安曇野市	○		信州新町	○		島田市		○
小海町		○	信濃町	○		富士市	○	
川上村		○	小川村		○	磐田市	○	
南牧村		○	中条村		○	焼津市	○	
南相木村		○	飯綱町	○		掛川市	○	
北相木村		○	栄村	○		藤枝市	○	
佐久穂町		○	岐阜県			御殿場市	○	
軽井沢町	○		岐阜市	○		袋井市	○	
御代田町		○	大垣市	○		下田市	○	
立科町		○	高山市	○		裾野市	○	
青木村		○	多治見市	○		湖西市	○	
長和町		○	関市	○		伊豆市	○	
下諏訪町		○	中津川市	○		御前崎市	○	
富士見町		○	美濃市	○		菊川市	○	
原村	○		瑞浪市	○		伊豆の国市	○	

牧之原市	○			七宝町			○	栗東市	○		
東伊豆町	○			美和町			○	甲賀市	○		
河津町	○			碓目寺町	○			野洲市	○		
南伊豆町	○			大治町			○	湖南市	○		
松崎町	○			蟹江町			○	高島市	○		
西伊豆町	○			飛島村			○	東近江市		○	
函南町	○			阿久比町			○	米原市			○
清水町	○			東浦町			○	安土町			○
長泉町	○			南知多町			○	日野町	○		
小山町	○			美浜町			○	竜王町			○
芝川町	○			武豊町		○		愛荘町	○		
吉田町	○			一色町			○	豊郷町			○
川根本町	○			吉良町			○	甲良町			○
森町	○			幡豆町			○	多賀町		○	
新居町	○			幸田町			○	虎姫町			○
愛知県				三好町	○			湖北町			○
名古屋市	○			設楽町		○		高月町			○
豊橋市	○			東栄町			○	木之本町			○
岡崎市	○			豊根村			○	余呉町			○
一宮市			○	小坂井町			○	西浅井町			○
瀬戸市	○			三重県				京都府			
半田市		○		津市			○	京都市	○		
春日井市	○			四日市市	○			福知山市	○		
豊川市	○			伊勢市			○	舞鶴市	○		
津島市		○		松阪市	○			綾部市	○		
碧南市	○			桑名市	○			宇治市	○		
刈谷市	○			鈴鹿市	○			宮津市		○	
豊田市			○	名張市	○			亀岡市	○		
安城市	○			尾鷲市			○	城陽市	○		
西尾市	○			亀山市			○	向日市	○		
蒲郡市		○		鳥羽市			○	長岡京市	○		
犬山市			○	熊野市			○	八幡市	○		
常滑市			○	いなべ市	○			京田辺市	○		
江南市			○	志摩市	○			京丹後市	○		
小牧市	○			伊賀市	○			南丹市	○		
稲沢市	○			木曾岬町	○			木津川市		○	
新城市		○		東員町	○			大山崎町			○
東海市	○			菰野町			○	久御山町			○
大府市	○			朝日町			○	井手町			○
知多市	○			川越町			○	宇治田原町			○
知立市		○		多気町			○	笠置町			○
尾張旭市	○			明和町			○	和束町			○
高浜市	○			大台町			○	精華町	○		
岩倉市			○	玉城町			○	南山城村			○
豊明市		○		度会町			○	京丹波町			○
日進市	○			大紀町			○	伊根町			○
田原市			○	南伊勢町			○	与謝野町			○
愛西市		○		紀北町			○	大阪府			
清須市		○		御浜町		○		大阪市	○		
北名古屋市	○			紀宝町			○	堺市	○		
弥富市		○		滋賀県				岸和田市	○		
東郷町			○	大津市	○			豊中市	○		
長久手町			○	彦根市			○	池田市	○		
豊山町	○			長浜市			○	吹田市	○		
春日町			○	近江八幡市	○			泉大津市	○		
大口町			○	草津市	○			高槻市	○		
扶桑町			○	守山市	○			貝塚市	○		

守口市	○		丹波市	○		川上村			○
枚方市	○		南あわじ市		○	東吉野村			○
茨木市	○		朝来市	○		和歌山県			
八尾市	○		淡路市	○		和歌山市	○		
泉佐野市	○		宍粟市	○		海南市			○
富田林市	○		加東市		○	橋本市			○
寝屋川市	○		たつの市		○	有田市			○
河内長野市	○		猪名川町		○	御坊市			○
松原市	○		多可町			田辺市	○		
大東市	○		稲美町			新宮市	○		
和泉市	○		播磨町			紀の川市	○		
箕面市		○	市川町			岩出市			○
柏原市	○		福崎町			紀美野町		○	
羽曳野市	○		神河町			かつらぎ町			○
門真市	○		太子町			九度山町		○	
摂津市	○		上郡町			高野町		○	
高石市	○		佐用町			湯浅町	○		
藤井寺市	○		香美町	○		広川町	○		
東大阪市	○		新温泉町	○		有田川町	○		
泉南市	○		奈良県			美浜町		○	
四條畷市	○		奈良市	○		日高町			○
交野市	○		大和高田市			由良町	○		
大阪狭山市	○		大和郡山市	○		印南町		○	
阪南市	○		天理市			みなべ町	○		
島本町	○		橿原市	○		日高川町		○	
豊能町	○		桜井市			白浜町	○		
能勢町	○		五條市			上富田町	○		
忠岡町	○		御所市	○		すさみ町	○		
熊取町	○		生駒市	○		那智勝浦町			○
田尻町	○		香芝市		○	太地町			○
岬町	○		葛城市		○	古座川町			○
太子町	○		宇陀市			北山村			○
河南町	○		山添村			串本町			○
千早赤阪村	○		平群町			鳥取県			
兵庫県			三郷町			鳥取市	○		
神戸市	○		斑鳩町			米子市	○		
姫路市	○		安堵町		○	倉吉市	○		
尼崎市	○		川西町			境港市	○		
明石市	○		三宅町			岩美町	○		
西宮市	○		田原本町			若桜町			○
洲本市		○	曾爾村			智頭町	○		
芦屋市	○		御杖村	○		八頭町			○
伊丹市	○		高取町			三朝町		○	
相生市		○	明日香村			湯梨浜町	○		
豊岡市	○		上牧町			琴浦町	○		
加古川市	○		王寺町			北栄町			○
赤穂市		○	広陵町			日吉津村			○
西脇市	○		河合町			大山町	○		
宝塚市	○		吉野町			南部町	○		
三木市	○		大淀町	○		伯耆町	○		
高砂市	○		下市町			日南町			○
川西市	○		黒滝村			日野町			○
小野市	○		天川村			江府町			○
三田市	○		野迫川村			島根県			
加西市		○	十津川村			松江市	○		
篠山市	○		下北山村			浜田市	○		
養父市	○		上北山村			出雲市	○		

益田市	○			東広島市	○			つるぎ町	○		
大田市	○			廿日市市	○			東みよし町		○	
安来市		○		安芸高田市			○	香川県			
江津市	○			江田島市	○			高松市	○		
雲南市	○			府中町			○	丸亀市	○		
東出雲町	○			海田町			○	坂出市	○		
奥出雲町			○	熊野町			○	善通寺市	○		
飯南町	○			坂町			○	観音寺市	○		
斐川町			○	安芸太田町	○			さぬき市	○		
川本町	○			北広島町			○	東かがわ市	○		
美郷町	○			大崎上島町	○			三豊市	○		
邑南町	○			世羅町			○	土庄町	○		
津和野町			○	神石高原町			○	小豆島町	○		
吉賀町			○	山口県				三木町	○		
海士町	○			下関市	○			直島町			○
西ノ島町			○	宇部市	○			宇多津町	○		
知夫村			○	山口市	○			綾川町	○		
隠岐の島町	○			萩市	○			琴平町			○
岡山県				防府市			○	多度津町			○
岡山市			○	下松市	○			まんのう町			○
倉敷市			○	岩国市	○			愛媛県			
津山市			○	光市	○			松山市	○		
玉野市			○	長門市	○			今治市			○
笠岡市			○	柳井市	○			宇和島市			○
井原市			○	美祢市			○	八幡浜市			○
総社市			○	周南市	○			新居浜市	○		
高梁市			○	山陽小野田市			○	西条市			○
新見市			○	周防大島町	○			大洲市			○
備前市			○	和木町			○	伊予市	○		
瀬戸内市	○			上関町			○	四国中央市	○		
赤磐市			○	田布施町			○	西予市	○		
真庭市			○	平生町			○	東温市			○
美作市			○	阿武町	○			上島町			○
浅口市			○	阿東町			○	久万高原町	○		
和気町			○	徳島県				松前町			○
早島町	○			徳島市			○	砥部町			○
里庄町			○	鳴門市			○	内子町	○		
矢掛町			○	小松島市			○	伊方町			○
新庄村			○	阿南市			○	松野町			○
鏡野町			○	吉野川市			○	鬼北町			○
勝央町			○	阿波市			○	愛南町	○		
奈義町	○			美馬市	○			高知県			
西粟倉村	○			三好市	○			高知市			○
久米南町			○	勝浦町			○	室戸市	○		
美咲町			○	上勝町			○	安芸市			○
吉備中央町			○	佐那河内村			○	南国市			○
広島県				石井町			○	土佐市			○
広島市	○			神山町			○	須崎市	○		
呉市			○	那賀町			○	宿毛市			○
竹原市			○	牟岐町			○	土佐清水市	○		
三原市	○			美波町			○	四万十市			○
尾道市	○			海陽町			○	香南市			○
福山市			○	松茂町	○			香美市			○
府中市	○			北島町			○	東洋町			○
三次市			○	藍住町			○	奈半利町			○
庄原市	○			板野町	○			田野町			○
大竹市	○			上板町			○	安田町			○

北川村		○		水巻町			○	松浦市			○
馬路村		○		岡垣町			○	対馬市	○		
芸西村		○		遠賀町			○	壱岐市			○
本山町		○		小竹町			○	五島市			○
大豊町			○	鞍手町			○	西海市			○
土佐町			○	桂川町			○	雲仙市			○
大川村			○	筑前町			○	南島原市			○
いの町			○	東峰村			○	長与町			○
仁淀川町			○	二丈町			○	時津町			○
中土佐町			○	志摩町			○	東彼杵町			○
佐川町	○			大刀洗町			○	川棚町			○
越知町			○	大木町			○	波佐見町			○
禰原町	○			黒木町			○	小値賀町			○
日高村			○	立花町			○	江迎町			○
津野町			○	広川町			○	鹿町町			○
四万十町			○	矢部村			○	佐々町			○
大月町			○	星野村			○	新上五島町			○
三原村			○	香春町		○		熊本県			
黒潮町			○	添田町			○	熊本市	○		
福岡県				糸田町			○	八代市	○		
北九州市	○			川崎町			○	人吉市			○
福岡市	○			大任町			○	荒尾市	○		
大牟田市	○			赤村			○	水俣市	○		
久留米市	○			福智町		○		玉名市	○		
直方市			○	苅田町			○	山鹿市	○		
飯塚市	○			みやこ町			○	菊池市	○		
田川市			○	吉富町			○	宇土市	○		
柳川市			○	上毛町			○	上天草市	○		
八女市			○	築上町			○	宇城市			○
筑後市			○	佐賀県				阿蘇市	○		
大川市			○	佐賀市		○		天草市	○		
行橋市			○	唐津市		○		合志市	○		
豊前市			○	鳥栖市		○		城南町	○		
中間市			○	多久市		○		美里町	○		
小郡市			○	伊万里市		○		玉東町	○		
筑紫野市	○			武雄市			○	南関町	○		
春日市	○			鹿島市			○	長洲町	○		
大野城市			○	小城市		○		和水町	○		
宗像市	○			嬉野市			○	植木町	○		
太宰府市	○			神埼市			○	大津町	○		
前原市			○	吉野ヶ里町		○		菊陽町	○		
古賀市	○			基山町			○	南小国町	○		
福津市	○			上峰町			○	小国町	○		
うきは市	○			みやき町			○	産山村	○		
宮若市			○	玄海町			○	高森町	○		
嘉麻市			○	有田町		○		西原村	○		
朝倉市	○			大町町			○	南阿蘇村			○
みやま市			○	江北町		○		御船町	○		
那珂川町			○	白石町			○	嘉島町	○		
宇美町			○	太良町		○		益城町	○		
篠栗町			○	長崎県				甲佐町	○		
志免町			○	長崎市			○	山都町			○
須恵町			○	佐世保市		○		氷川町	○		
新宮町			○	島原市			○	芦北町	○		
久山町			○	諫早市		○		津奈木町	○		
粕屋町			○	大村市			○	錦町			○
芦屋町			○	平戸市		○		多良木町	○		

湯前町	○			鹿児島市	○			国頭村			○
水上村	○			鹿屋市			○	大宜味村			○
相良村	○			枕崎市			○	東村		○	
五木村		○		阿久根市		○		今帰仁村			○
山江村	○			出水市			○	本部町		○	
球磨村	○			指宿市			○	恩納村			○
あさぎり町	○			西之表市			○	宜野座村		○	
苓北町	○			垂水市		○		金武町	○		
大分県				薩摩川内市	○			伊江村			○
大分市	○			日置市	○			読谷村	○		
別府市		○		曾於市	○			嘉手納町			○
中津市	○			霧島市			○	北谷町			○
日田市	○			いちき串木野市			○	北中城村	○		
佐伯市	○			南さつま市			○	中城村		○	
臼杵市		○		志布志市			○	西原町			○
津久見市	○			奄美市			○	与那原町		○	
竹田市	○			南九州市			○	南風原町			○
豊後高田市	○			伊佐市			○	渡嘉敷村		○	
杵築市	○			三島村	○			座間味村			○
宇佐市		○		十島村	○			粟国村			○
豊後大野市	○			さつま町			○	渡名喜村			○
由布市	○			長島町		○		南大東村			○
国東市	○			加治木町			○	北大東村			○
姫島村	○			始良町			○	伊平屋村			○
日出町	○			蒲生町			○	伊是名村		○	
九重町	○			湧水町			○	久米島町	○		
玖珠町	○			大崎町			○	八重瀬町			○
宮崎県				東串良町			○	多良間村			○
宮崎市	○			錦江町			○	竹富町		○	
都城市	○			南大隅町			○	与那国町	○		
延岡市	○			肝付町			○				
日南市			○	中種子町			○				
小林市	○			南種子町			○				
日向市	○			屋久島町		○					
串間市		○		大和村			○				
西都市	○			宇検村			○				
えびの市	○			瀬戸内町			○				
清武町			○	龍郷町			○				
三股町	○			喜界町		○					
高原町		○		徳之島町			○				
野尻町			○	天城町			○				
国富町		○		伊仙町			○				
綾町			○	和泊町			○				
高鍋町			○	知名町			○				
新富町			○	与論町			○				
西米良村			○	沖縄県							
木城町			○	那覇市	○						
川南町	○			宜野湾市	○						
都農町			○	石垣市			○				
門川町	○			浦添市	○						
諸塚村		○		名護市	○						
椎葉村			○	糸満市		○					
美郷町		○		沖縄市	○						
高千穂町	○			豊見城市	○						
日之影町	○			うるま市	○						
五ヶ瀬町	○			宮古島市		○					
鹿児島県				南城市			○				

## 「民生委員・児童委員の選任について」対照表(平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号雇用均等・児童家庭局長厚生労働省社会・援護局長通知)

現 行	改正案（法改正前版）
<p>民生委員・児童委員は、本年12月1日をもって3年ごとの一斉改選を迎えるところである。</p> <p>民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、今般、詳細について、別紙「民生委員・児童委員選任要領」により定めたので、留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。</p> <p>昭和37年8月23日社発第547号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成19年8月10日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">〔別 紙〕 民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 選任の趣旨</p> <p>民生委員・児童委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼として行われるべきものであって、市町村の名誉役職の交替とか役員割り振りであってはならないこと。</p> <p>第2 選任に際して特に留意すべき事項</p> <p>1 民生委員・児童委員の選任並びに民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）委員及び地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」</p>	<p>民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和37年8月23日発社第285号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。</p> <p>平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成21年〇月〇日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">〔別 紙〕 民生委員・児童委員選任要領</p> <p>第1 民生委員・児童委員の役割</p> <p>民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p>



という。)委員の委嘱に際しては、民生委員・児童委員の選任の趣旨、民生委員・児童委員の職務内容等並びに推薦会委員の選任方法、委嘱状況及び専門分科会委員の委嘱状況等を地区住民に周知徹底させることにより、民生委員・児童委員制度に対する理解と認識を深めるよう指導啓発に努めること。

2 各市町村の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、市町村ごとに選任基準等を指示して適格者が得られるよう指導すること。

3 少子・高齢化の進展、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められている。こうした状況の中で民生委員・児童委員の役割はますます重要となっていることから、活発な行動力と柔軟な指導力を有する者の確保に努めること。

4 民生委員・児童委員の選任にあたっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ地域の実情に精通した者であって、さらに、現任の民生委員・児童委員を再任する場合には、過去における民生委員・児童委員活動で、次に掲げる実績等を具体的に検討するとともに、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであること留意すること。

ア 低所得者の実態把握と援助活動（福祉票、児童票の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等）

イ 高齢者世帯、母子世帯等の実態把握と援助活動

ウ 児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待防止ネットワークを含む。）への参画状況等）

エ 福祉事務所、児童相談所その他関係機関の業務に対する協力

オ 各種の報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等）

カ 民生委員・児童委員協議会その他関係諸会合への出席

キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力

ク 災害時等の要援護者援助活動

ケ 共同募金・歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力

コ 地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力

サ ボランティア活動振興のための活動

5 民生委員・児童委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

なお、最近、母性、乳幼児の保健特に幼少人口の資質の向上を図ることが強く要請されている現状にかんがみ、児童委員としての活動は極めて重要な役割をもつに至っている。従って民生委員・児童委員の担当地区を定める場合、その地域の実情によっては1地区に対し2人又は3人で組をつくり、そのうち1人を妊産婦、乳幼児の援助指導の可能な女性等をもってあてるようにすることが適当と考えられるので、民生委員・児童委員の選任にあたっては、この点を十分に考慮すること。

### 第3 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員には、どのような者が適格者であり、またどのような者を選ばなければならないかは極めて重要であって、その資格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨をも考慮してこれを具体的に記述すると、民生委員・児童委員の適格者はおおむね次の各号に掲げる要件を具備する者であること。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円

### 第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであること留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、